



栃木県公報

平成25年
12月27日(金)
号外
第88号

目次

条 例

〇とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例の制定..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例の制定（栃木県条例第76号）

伝統産品である日本酒をはじめとする本県産の酒類及び本県産の原材料を使用して生産された酒類（以下「とちぎの地元の酒」という。）による乾杯を推進することにより、とちぎの地元の酒の普及を図るとともに、とちぎの地元の酒が紡ぐ人と人との交流を促進し、もって県内の酒造業その他関連産業の発展、地産地消の促進及び郷土を誇り愛する社会的機運の醸成に資するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 県の役割（第2条関係）

県は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に取り組むよう努めるものとする事としました。

2 事業者の役割（第3条関係）

とちぎの地元の酒の生産に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする事としました。

3 県民の協力（第4条関係）

県民は、県及び事業者が行うとちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒を普及促進する取組に協力するよう努めるものとする事としました。

4 配慮（第5条関係）

県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする事としました。

5 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

条 例

とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七十六号

とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例

（目的）

第一条 この条例は、伝統産品である日本酒をはじめとする本県産の酒類及び本県産の原材料を使用して生産された酒類（以下「とちぎの地元の酒」という。）による乾杯を推進することにより、とちぎの地元の酒の普及を図るとともに、とちぎの地元の酒が紡ぐ人と人との交流を促進し、もって県内の酒造業その他関連産業の発展、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。）の促進及び郷土を誇り愛する社会的機運の醸成に資することを目的とする。

(県の役割)

第一条 県は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第二条 とちぎの地元の酒の生産に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第四条 県民は、県及び事業者が行うとちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒を普及促進する取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第五条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(議会議務局)